

険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料率を賦課方式における保険料率よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料率のピーク時には、保険料率を6%程度（標準報酬ベース。以下同様）も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料率を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料率を引き上げる必要が生じるということを意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料率を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料率の引上げ幅を、厚生年金で5年ごとに2%、としている。

平成11年の改正制度では、厚生年金では、積立度合（前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率）が、平成37（2025）年度で、3.7、平成62（2050）年度では、3.2となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料率計画、すなわち保険料率の引上げ幅や最終保険料率水準により決まってくる性格のものである。

## II. 財政再計算の考え方

### (1) 財政再計算の位置づけ

厚生年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者（加入者）数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、厚生年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

### (2) 平成11（1999）年財政再計算の前提

平成11（1999）年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

#### ① 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成9（1997）年1月）における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口（平成4（1992）年9月）と比較したものは、図表2のとおりである。

図表 2 日本の将来推計人口—平成 9 (1997) 年 1 月推計と平成 4 (1992) 年 9 月推計の比較

	平成 9 (1997) 年 1 月推計	平成 4 (1992) 年 9 月推計
(65 歳以上人口) ÷ (20~64 歳人口) (平成 6 2 (2050) 年)	6 4 . 6 %	5 5 . 6 % (参考推計)
平均寿命	男 7 9 . 4 3 年 女 8 6 . 4 7 年 (平成 6 2 (2050) 年)	男 7 8 . 2 7 年 女 8 5 . 0 6 年 (平成 3 7 (2025) 年)
合計特殊出生率	1 . 6 1 (平成 6 2 (2025) 年)	1 . 8 0 (平成 3 7 (2025) 年)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計 (平成 10 (1998) 年 10 月) を用いている。平成 37 (2025) 年に向けて、男子の労働力率は 60 歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は 20 歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

③基礎数

直近の被保険者 (加入者) ・年金受給者の統計データであり、厚生年金の実績に基づき設定している。

④基礎率 (人口学的要素)

被保険者 (加入者) 数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、厚生年金の実績に基づき設定している。

⑤基礎率 (経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1 . 5 %) を踏まえ、1 . 5 % と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率 (= 賃金上昇率 - 物価上昇率) は、過去の実績 (過去 10 年間平均で 1 . 0 %) や将来の実質 GDP 成長率の見通し (おおむね 1 % 程度) を踏まえ 1 . 0 % とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率 (1 . 0 %) + 物価上昇率 (1 . 5 %) より 2 . 5 % と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を 1 . 5 % 程度上回っている (注 1) ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を 1 . 5 % 程度上回っている

(注2) ことから(短期金利を賃金上昇率2.5%と同程度とみる)、運用利回りを4%程度と設定している。

(注1) 資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

(注2) 近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

#### エ. 年金改定率(新規裁定者分)

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36(2024)年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、厚生年金は、賃金や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていけば、年金財政(最終保険料水準)に大きな影響を与えない。

#### ⑥ 保険料率計画の基本的考え方

厚生年金の保険料率について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととしている。

### Ⅲ. 年金の財政見直し

#### (1) 厚生年金の将来見直し

##### ① 被保険者(加入者)数、受給者数の見直し

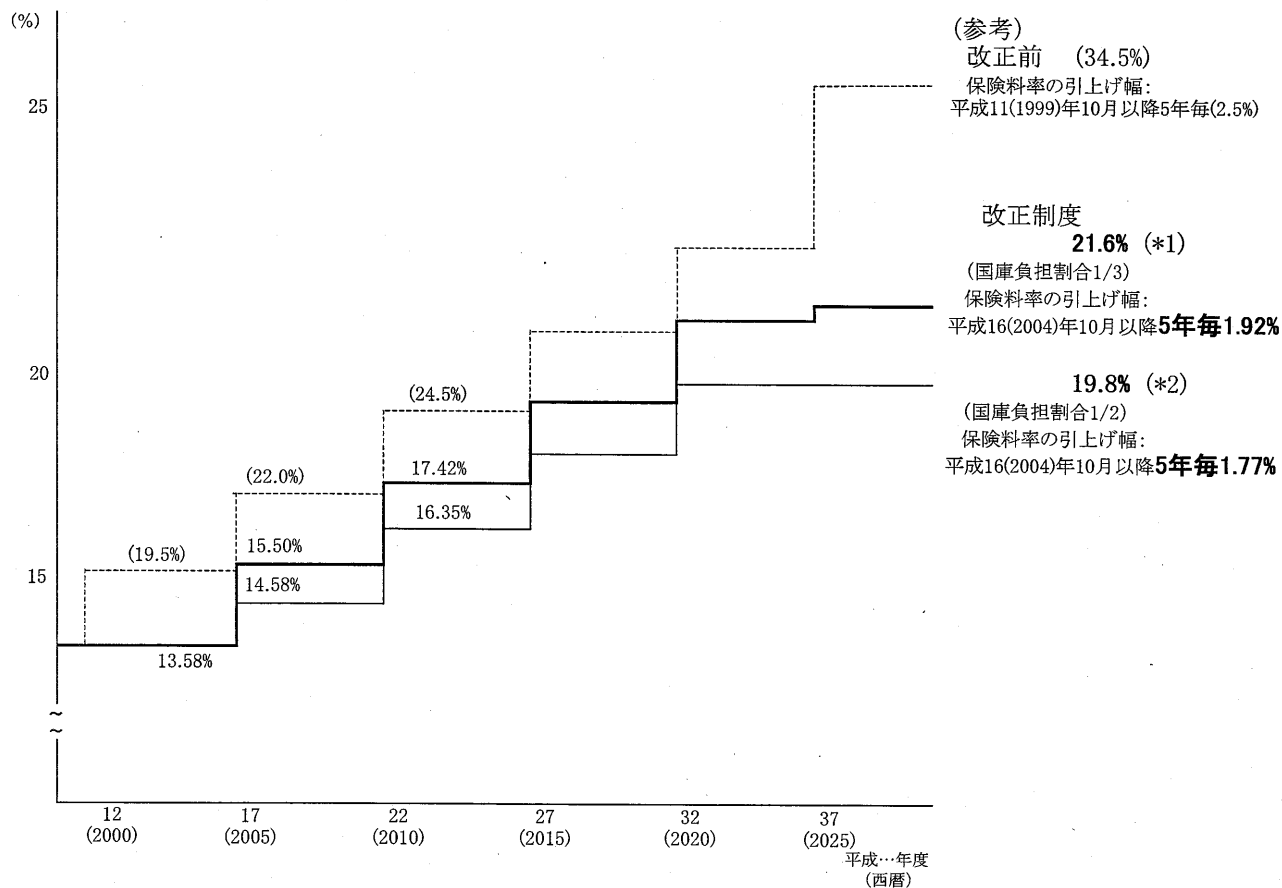
厚生年金の被保険者(加入者)数は、平成12(2000)年度には34.3百万人であるが、60歳台後半の在職老齢年金制度の実施により平成14(2002)年度には35.0百万人まで増加、以降は生産年齢人口の減少に伴って減少し、平成37(2025)年度には31.0百万人となる見直しである。

老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数は、平成12(2000)年度には8.7百万人であるが、平成37(2025)年度には14.3百万人へと急激に増加する見直しとなっている。また、老齢厚生年金(老齢相当)の受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率は、平成12(2000)年度には25.2%であるが、平成37(2025)年度には46.3%へと急激に上昇する見直しである。

##### ② 保険料率の将来見直し

改正前制度のままでは、平成11(1999)年10月以降5年ごとの保険料率の引上げ幅を2.5%とした場合、平成36(2025)年10月以降の保険料率は34.5%となる(いずれも標準報酬ベース)。また、改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16(2004)年10月以降5年ごとの引上げ幅を1.77%とした場合、平成36(2024)10月以降の保険料率は19.8%となる(図表3参照)。

図表 3 厚生年金の保険料率の見通し



(\*1) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合は 1/3

(\*2) 保険料率 5 年間据置き

国庫負担割合 1/2 に引上げ 保険料率 0.77% 軽減 (5 年後)

国庫負担割合を 1/2 に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成 16(2004)年度 2.7 兆円 (満年度ベース)、平成 37(2025)年度 3.8 兆円の税財源の確保が必要となる (平成 11(1999)年度価格)。

(\*3) 保険料率は、すべて総報酬ベース (ただし () 内は標準報酬ベース)

### ③ 財政見通し

厚生年金の長期的な財政見通しは、図表 4 のとおりである。厚生年金の保険料計画は厚生年金基金の設立・解散・代行返上などによる影響を排除し安定した計画とする必要があることから厚生年金基金の代行部分と国の直接管理する厚生年金とを一体のものとして扱って策定していることから、財政見通しの収支両面には厚生年金基金の代行部分が含まれている。したがって積立金には厚生年金基金の最低責任準備金分が含まれている。

積立度合 (前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率) をみると、平成 12 (2000) 年度には 6.1 であるが、徐々に低下していき、平成 37 (2025) 年度には 3.9、平成 62 (2050) 年度には 3.0 となっている。

図表 4 厚生年金の財政見通し（改正制度、国庫負担 1 / 2）

年度	保険料率 対総報酬 標準報酬		収入合計		支出合計	収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 〔11年度 価格〕	積立度合	
			兆円	兆円						兆円
平成(西暦)	%	%	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		
1 2(2000)	17.35		33.1	22.9	6.2	28.1	5.0	177.2	177.0	6.1
1 3(2001)	17.35		33.9	23.4	6.2	29.8	4.1	181.3	178.4	5.9
1 4(2002)	17.35		35.1	24.4	6.3	31.5	3.6	184.9	179.3	5.8
1 5(2003)	13.58	(17.35)	35.7	24.7	6.4	33.4	2.3	187.2	178.9	5.5
1 6(2004)	13.58	(17.35)	38.5	26.0	6.6	35.2	3.2	190.5	174.1	5.3
1 7(2005)	14.58	(18.65)	42.0	27.7	7.1	37.1	4.9	195.4	175.9	5.1
2 2(2010)	16.35	(20.95)	51.4	34.2	8.3	47.7	3.6	212.8	171.0	4.4
2 7(2015)	18.12	(23.25)	61.5	41.9	8.7	57.9	3.6	224.0	160.6	3.8
3 2(2020)	19.8	(25.4)	72.5	50.6	9.5	65.0	7.5	246.4	157.7	3.7
3 7(2025)	19.8	(25.4)	80.3	55.7	11.2	71.2	9.2	289.1	165.2	3.9
4 2(2030)	19.8	(25.4)	88.3	60.5	13.1	78.5	9.9	339.4	171.4	4.2
5 2(2040)	19.8	(25.4)	104.0	68.8	16.0	101.7	2.3	408.7	161.2	4.0
5 7(2050)	19.8	(25.4)	119.8	80.3	15.9	121.8	-2.0	404.4	124.6	3.3
6 2(2060)	19.8	(25.4)	138.9	96.4	16.2	134.9	4.0	414.5	99.8	3.0

- (注 1) 保険料率は 5 年間据え置き、平成 1 6(2004)年 10 月に 19.85%とする。以降は 5 年ごとに 2.5% ずつ引き上げるものとしている(保険料率は標準報酬ベース)。国庫負担割合は 1 / 3 としている。
- (注 2) 賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%、年金改定率(新既裁定者分、年あたり) 2.5% (ただし、平成 3 6 年財政再計算期までは 2.3%)
- (注 3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度支出に対する倍率である。
- (注 4) 収支、積立金には厚生年金基金に係る免除保険料、代行部分の給付費、最低責任準備金を含む。

#### IV. 厚生年金における負債計上の取扱いについて

##### (1) 厚生年金における負債計上の考え方

###### ① 年金の給付現価の財源(負担)区分

過 去 期 間 対 応 の 給 付 現 価	保 険 料 (被 保 険 者 ・ 事 業 主)
	積 立 金
	国 庫 負 担 (一 般 会 計)

###### ② 厚生年金における負債計上の考え方

厚生年金は、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国(特別会計)に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上するという考え方がある。しかしながら、社会保障制度としての厚生年金は、私的年金とは異なり、事前に積み立てるのではなく、一定の積立金を保有しつつも、賦課方式(その時々々の年金をその時々々の保険料で賄う方式)を基本とした財政計画を立てているものであり、また、将来の保険料引上げにより賄う分まで負債として計上すると、あたかも巨額の積立不足があるかのような誤解を招く可能性があるといったことから、これを負債としては計上しないこととする。

この場合、給付現価のうち、積立金で賄われるべき部分、すなわち実績の積立金ではなく財政再計算の財政見通し上の当該年度末積立金(基金代行分を除いたもの。後述。)見合いを公的年金預かり金の科目で負債計上することとする。

## (2) 厚生年金の預かり金について

### ①厚生年金基金の代行部分の取り扱い

平成11年財政再計算における厚生年金の財政見通しは上記で見たとおりであり、平成12年度末の年度末積立金は177.2兆円と見込まれている。これが基本的に厚生年金の預かり金となる。ただし、厚生年金の財政見通しは厚生年金基金による代行がないものとして作成されており、この財政見通し上の積立金には、国の直接管理している厚生年金の積立金に含まれていない厚生年金基金の代行部分の積立金が含まれている。したがって、国の直接管理する厚生年金の預かり金としてはこの代行部分の積立金を除外する必要がある。この除外についての考え方は以下のとおりである。

再計算上の財政見通しにおいて、一定の前提をおき、厚生年金基金の代行部分の推計をおこなって国の直接管理している厚生年金部分の見通しを作成することは可能である。しかしながら、厚生年金基金においては新規の設立や過去期間分の代行返上が数兆円の規模で行われることが予想されるところであり、これらの行為が厚生年金基金の自由意志で行われるものであるから、その予測を事前に行うことはほとんど困難である。その一方で、財政計画は厚生年金基金の代行部分と一体のものとして立てていることから、厚生年金基金の動向は保険料計画に影響を与えないものとなっている。このため、見通し上の国の直接管理する厚生年金の積立金と実績の積立金を比較すると、本来、厚生年金の保険料計画（＝財政）に影響の与えることのない厚生年金基金の動向が差額となって現れることになり財政上の誤解を招く可能性がある。

こうしたことを踏まえ、国の直接管理する厚生年金の積立金の見通しは、財政見通し上の積立金から厚生年金基金の実績の最低責任準備金を控除することとする。この方法をとることにより、厚生年金基金の動向に財政中立な国の直接管理する厚生年金の積立金の見通しが得られることになる。この方法による国の直接管理する厚生年金の各年度の積立金の見通しは、図表5のとおりとなる。

図表5 財政再計算の財政見通しにおける積立金と国の直接管理する厚生年金の積立金

(単位：兆円)

平成…年度末	11	12	13	14
財政再計算の財政見通しにおける積立金 (A)	172.2	177.2	181.3	184.9
厚生年金基金の最低責任準備金 (実績) (B)	31.9	34.1	36.0	37.4*
国の直接管理する厚生年金の積立金 (A-B)	140.2	143.1	145.3	147.5

注\*：実績見込み値である。

### ②発生主義における公的年金預り金

また、財政再計算上の財政見通しは、現金ベースの見通しとなっているため、例えば2、3月分の給付が翌年度の4月に支払われることを、翌年度の支払として認識していることから、貸借対照表に、未払い年金や未収保険料が計上されると二重計上される部分が生じる。このため、貸借対照表上の資産負債差額はこの二重計上による差額が反映されたものとなっている。今回の貸借対照表では、いわゆる積立金と上で求めた国の直接管理する厚生年金の積立金の見通し額とを直接比較できる利点を優先し、公的年金預り金に二重計上による調整は加えなかった。